

項 目	修 正 案	修 正 前						
P. 1 第1章 総則 第2節 計画の性格	<p><u>3 米子市広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）との関係</u> <u>この計画に定める避難について、米子市広域住民避難計画としてその実施要領について定めるものとする。</u></p>	（新設）						
P. 2 第1章 総則 第2節 計画の性格	<p><u>6 島根地域の緊急時対応</u> <u>避難計画を含む島根地域の緊急時における対応（「島根地域の緊急時対応」は、島根地域原子力防災協議会において、関係府省庁、島根県、鳥取県、関係6市等により、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることが確認され、原子力防災会議（議長：内閣総理大臣）で報告・了承された。</u> <u>・表1-1「「島根地域の緊急時対応」の策定状況」</u> <u>表1-1「島根地域の緊急時対応」の策定状況</u></p> <table border="1" data-bbox="371 632 1225 721"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>島根地域原子力防災協議会による確認</th> <th>原子力防災会議での了承</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島根地域の緊急時対応</td> <td>令和3年7月30日</td> <td>令和3年9月7日</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>7 米子市国民保護計画との関係（原子力発電所への武力攻撃事態等に係る対応）</u> <u>原子力発電所に対する武力攻撃事態や緊急処理事態が発生した場合については、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）の枠組みの下、米子市国民保護計画により国民保護措置等を実施する。</u> <u>国民保護措置の実施に当たっては、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずることを基本とする。</u> <u>なお、原子力発電所事故等の発生要因が武力攻撃等によるものか明確でなく、政府による武力攻撃事態又は緊急処理事態の認定がなされるまでの間においては、国や事業者等からの情報収集に努めるとともに、米子市地域防災計画に基づく住民の防護措置等を行うものとする。</u></p>	名称	島根地域原子力防災協議会による確認	原子力防災会議での了承	島根地域の緊急時対応	令和3年7月30日	令和3年9月7日	（新設）
名称	島根地域原子力防災協議会による確認	原子力防災会議での了承						
島根地域の緊急時対応	令和3年7月30日	令和3年9月7日						

項 目	修 正 案	修 正 前
P. 20 第2章 原子力災害 事前対策 第3節 立入検査等 1 立入検査の実施	<p>(4) 市は、県が立入検査を行う場合において、<u>その職員を安全協定の運営要綱(以下「運営要綱」という。)</u>第8条第2項に基づき、<u>立ち入らせて確認(以下「立入確認」という。)</u>するために同行させることができるものとする。</p>	<p>(4) 市は、県が立入検査を行う場合において、<u>必要があると認める場合には、県に同行して、安全協定第11条第1項の現地確認(以下「現地確認」という。)</u>を行うものとする。</p>
P. 20 第2章 原子力災害 事前対策 第3節 立入検査等 2 立入確認の実施	<p>2 <u>立入確認</u>の実施</p> <p>(1) 市は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、安全協定に基づき、<u>発電所に立入確認し、必要に応じて意見を述べることもとし、中国電力(株)はこれに対して誠意をもって対応するものとする。</u></p> <p>3 <u>県が行う立入調査への同行</u></p> <p>(1) <u>県は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、安全協定第11条第1項に基づく立入調査(以下「立入調査」という。)を行う。</u></p> <p>(2) <u>市は、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定に基づく立入調査等運用綱領」(以下「運用綱領」という。)第2条第1項に基づき、県が立入調査を行う際は、これに同行して立入確認するものとする。</u></p> <p>4 <u>適切な措置の要求</u></p> <p><u>県は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、安全協定第12条の規定に基づき、米子市及び境港市の意見を聴取し、中国電力に対して直接、又は国を通じ、適切な措置(原子炉の運転停止を含む。)を講ずることを求めるものとしており、中国電力はこれに対し誠意をもって対応するものとされている。</u></p>	<p>2 <u>現地確認</u>の実施</p> <p>(1) 市は、原子力事業所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、<u>県、境港市と安全協定に基づき、現地確認を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 市は、現地確認の結果、周辺地域住民の安全を確保するため必要があると認める場合は、中国電力(株)に対して対応を求めるものとする。</u></p>

項 目	修 正 案	修 正 前
P. 25 第2章 原子力災害 事前対策 第6節 情報の収 集・連絡体制等の整 備	<p><u>④ オンライン会議システムの活用</u></p> <p><u>市は、国、県等の関係機関との連絡を確保し、情報の共有を図るため、オンライン会議システムを必要に応じて常時接続して活用するものとする。</u></p>	(新設)
P. 46 第3章 緊急事態応 急対策 第2節 情報の収 集・連絡、緊急連絡 体制及び通信の確 保 1 施設敷地緊急事 態発生情報等の連 絡	<p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p><u>④ 県は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、安全協定第12条の規定に基づき、米子市及び境港市の意見を聴取し、中国電力に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとしており、中国電力はこれに対し誠意をもって対応するものとされている。</u></p> <p>※(3) 中国電力(株)からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合</p> <p>(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>にも同じ記載を追加。</p>	(新設)
P. 70 第3章 緊急事態応 急対策 第4節 避難、屋内 退避等の防護措置	<p><u>4 広域避難の実施</u></p> <p><u>(1) 市は、災害の予測希望、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、災対法及び県内の相互応援協定に基づき、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>(2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとされており、県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</u></p>	(新設)

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>(4) 市は、国、県、他の市町村及び運送事業者等と連携し、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 市は、関係機関と連携し、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p>	
<p>P. 72 第3章 緊急事態応急対策 第4節 避難、屋内退避等の防護措置 9 要配慮者等への配慮</p>	<p><u>(1) 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>P. 92 第5章 感染症流行下における対策 第4節 感染者等対応の基本的考え方</p>	<p>1 感染者の対応</p> <p>(1) 入院している感染者 病院に入院している感染者については、病院で行われる防護措置により対応されるものとする。この際、感染者の搬送先については、<u>新型コロナウイルス療養先コーディネートセンターと調整した上で行うものとする。</u></p> <p>(2) 宿泊療養<u>又は在宅療養</u>している軽症者や無症状者 宿泊療養<u>又は在宅療養</u>している軽症者や無症状者については、<u>自家用車又は県の準備する車両にてUPZ外の感染症対策を行った避難車両を準備し、避難先地域に開設している宿泊療養施設等に避難</u>することを優先し、やむを得ない場合は一般の避難所に設けた専用室に避難した後、<u>対応可能な宿泊療養施設等に避難</u>するものとする。</p> <p>2 <u>濃厚接触者及び</u>感染の疑いのある者の対応 <u>濃厚接触者及び</u>感染の疑いのある者については、自家用車による避難を優先するものとし、やむを得ず一般避難者と同じ避難バスに同乗する場合には、座席を空けるなど、可能な限り3つの密を避けるようにする。</p>	<p>1 感染者の対応</p> <p>(1) 入院している感染者 病院に入院している感染者については、病院で行われる防護措置により対応されるものとする。この際、感染者の搬送先については、<u>鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンターと調整した上で行うものとする。</u></p> <p>(2) 宿泊療養している軽症者や無症状者 <u>県は、宿泊療養(適切な者は自宅療養)</u>している軽症者や無症状者について、<u>感染症対策を行った避難車両を準備し、避難先地域に開設している宿泊療養施設等に搬送</u>することを優先し、やむを得ない場合は一般の避難所に設けた専用<u>の区画</u>に避難するものとする。</p> <p>2 感染の疑いのある者の対応 感染の疑いのある者については、<u>健康確認で問題がない避難者と同じ避難をする。</u> <u>この際、</u>自家用車による避難を優先するものとし、やむを得ず一般避難者と同じ避難バスに同乗する場合には、座席を空けるなど、可能な限り3つの密を避けるよう</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>また、避難所では一般避難者とは区画を分けるように努めるものとし、避難先地域に専用の避難所が設けられている場合は、専用の避難所に避難するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 感染者等の避難に関する情報の共有</p> <p><u>市は、県と連携し、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と福祉保健担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>県及び市町村は、避難に際して感染者等に関する情報を適切に共有するものとする。</p>	<p>にする。</p> <p><u>なお、</u>避難先地域に専用の避難所が設けられている場合は、専用の避難所に避難するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 感染者等の避難に関する情報の共有</p> <p>県及び市町村は、避難に際して感染者等に関する情報を適切に共有するものとする。</p>
<p>P. 96</p> <p>第6章 武力攻撃事態等における対応</p>	<p><u>第1節 基本方針</u></p> <p><u>原子力発電所に対する武力攻撃等については、安全保障体制と事業者規制の両面から安全が確保されることになっている。</u></p> <p><u>万が一原子力発電所への武力攻撃等（武力攻撃原子力災害）が発生した場合は、基本的には地域防災計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずるが、市は、国民保護計画に基づき、関係機関と連携し、適切に対処する。</u></p> <p><u>第2節 武力攻撃事態等に係る対応</u></p> <p><u>1 平素からの備え</u></p> <p><u>市は、関係機関と連携し、必要な情報を確保するとともに、実動組織と緊密な関係の構築に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 武力攻撃事態等における対応</u></p> <p><u>(1) 弾道ミサイル及び航空攻撃への対応</u></p> <p><u>市は、地域防災計画等により、原子力災害対策指針の考え方に基づき対応するが、UPZで先に行われる屋内退避の一律的な対応ではなく、武力攻撃による市民に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響を低減するための防護措置を行うため、国や県と連携し、実状に応じた防護措置を行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>(2) 武力攻撃事態前の対応</u></p> <p><u>市は、災害対策本部を設置し、関係機関と連携し、必要な準備と対応を行う。</u></p> <p><u>危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対応が必要になる場合等国の指示を待ついとまがない場合は、必要に応じて速やかに実状に応じた避難等の防護措置を指示する。</u></p> <p><u>また、必要な場合は、県と連携し、国及び原子力事業者に対して、原子炉の運転停止を要請するものとする。</u></p> <p><u>(3) 武力攻撃事態等における対応</u></p> <p><u>市は、武力攻撃事態等においては、国から国民保護対策本部設置の指定があった場合は、災害対策本部を速やかに国民保護対策本部に移行し、円滑な対応を行う。</u></p> <p><u>この際、関係機関と密接に連携し、地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画を準用して迅速かつ確かな国民保護措置を行う。</u></p> <p><u>(4) 住民等への情報提供</u></p> <p><u>市は、住民等に対して、国民保護措置に関する正確かつ十分な情報を提供し、市民の不安と混乱を防止する。</u></p> <p><u>3 緊急対処事態における対応</u></p> <p><u>武力攻撃事態等における対応に準じて行う。</u></p> <p><u>4 体制の確保等</u></p> <p><u>市は、武力攻撃事態等の認定までの間は、必要な場合に災害対策本部を設置し、災対法により対応する。武力攻撃事態等が認定された場合は、国民保護対策本部を速やかに設置し、切れ目なく必要な国民保護措置を行う。</u></p>	
P. 124 別紙資料1 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定	令和4年4月8日に改定した協定に変更して掲載	

項 目	修 正 案	修 正 前
P. 129 別紙資料2 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱	令和4年4月8日に改定した要綱に変更して掲載	
P. 136 別紙資料3 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定に基づく立入調査等運用綱領	令和4年4月28日に締結した綱領を掲載	